

5

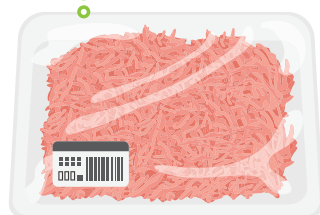
業務用(生鮮食品)の表示

① 業務用生鮮食品とは？ 必要な表示は？

ア. 業務用生鮮食品とは

- ▶ 業務用生鮮食品とは、生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもののことを指します。
- ▶ 業務用生鮮食品を製造販売する事業者は、これらを原料に加工食品を製造する事業者が正しく食品表示できるよう、情報を伝達する必要があります。

イメージ図



ハンバーグに使用する牛肉



食品事業者

イ. 業務用生鮮食品の義務表示事項

1 名称

2 原産地

3 放射線照射に関する事項

4 乳児用規格適用食品である旨

5 別表第24条に掲げる事項(一部事項を除く)

- 注1 生鮮食品の形態のまま流通し、そのまま消費者に販売されるものは、業務用生鮮食品ではなく「一般用生鮮食品」として表示します。
- 注2 計量法で規定する表示義務のある特定商品は、計量法の規定に従い「内容量」も記載します。

一部省略できるケース

- ① 容器包装あり 外食やインストア加工用、無償サンプル用の食品として納品する場合
- ② 容器包装なし 食品工場等、消費者へ直接販売しない場所に納品する場合

そもそも対象外

容器包装 なし 外食やインストア加工用、無償サンプル用の食品として納品する場合



消費者にとって分かりやすい表示を行わせるための規制(一括表示、活字の大きさ、文字の色等)を適用していないため、「名称」や「原材料名」等の事項名を記載する必要はないが、取引の相手方に名称や原材料名等の情報が伝わるように記載しなければなりません。

ウ. 業務用生鮮食品の表示方法(基準第24条及び第27条関係)

表示方法	容器包装へ表示(必須)	送り状、納品書、規格書等でも可	省略可
名 称	 農産物 放射線を照射した食品、保健機能食品、 シアン化合物を含有する豆類  鶏の殻付き卵 保健機能食品  水産物 保健機能食品、切り身又はむき身にした 魚介類	左記以外	表下の① (特定の食品を除く) ②
原 産 地	必須ではないが記載可能	原産地 ※1 一般用加工食品に使用される業務用生鮮食品であり、当該加工食品において原料原産地の表示義務がある原材料とならない場合は省略可 ※2 農産物及び水産物について、国産品は国産である旨の表示が可能。輸入品にあつては「原産国名」を表示する。 ※3 表示すべき原産地が2以上ある場合は、業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い順がわかるように記載する	表下の①
放射線照射に関する事項	必須	×	表下の②
乳児用規格適用食品である旨	必須	×	表下の②
別表第24に掲げる事項(一部事項除く)	- シアン化合物を含有する豆類に関する事項 - アボガド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項 - 食肉(鳥獣の生肉(骨、臓器含む))に関する事項 - 生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳に関する事項 - 鶏の殻付き卵に関する事項 - 切り身又はむき身にした魚介類(生かき、ふぐを除く)であり、生食用のもの(凍結させたものを除く)に関する事項 - ふぐの内臓を除去し皮をはいだもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用でないものに関する事項 - 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類(生かきを除く)を凍結させたものに関する事項 - 生かきに関する事項	(参考:左記で一部除くとした事項) 玄米及び精米に関する事項、栽培方法、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨、こども高齢者は生食を控えるべき旨、解凍した旨、養殖された旨	

一部省略できる
ケース

- ① 容器包装あり 外食やインストア加工用、無償サンプル用の食品として納品する場合
② 容器包装なし 食品工場等、消費者へ直接販売しない場所に納品する場合

そもそも対象外

容器包装 なし 外食やインストア加工用、無償サンプル用の食品として納品する場合